

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録5周年記念プロモーション動画制作等業務

2 目的

令和8年7月27日に迎えた北海道・北東北の縄文遺跡群（以下「縄文遺跡群」という。）の世界遺産登録5周年（以下「5周年」という。）を記念するとともに、縄文遺跡群の価値や魅力をあらためて周知することで、今後の来訪・周遊意欲の喚起を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

（1）縄文遺跡群の5周年記念プロモーション動画の企画・制作

ア 縄文遺跡群全体の動画1本と構成資産ごとの動画17本の合計18本以上制作すること。

イ 各動画の規格等は次のとおりとすること。

- ①尺…30秒程度
- ②解像度…1,920×1,080ピクセル以上
- ③形式…MP4
- ④アスペクト比…9：16（縦動画）

ウ 言語は日本語を基本とすること。

エ 縄文遺跡群の5周年を記念するとともに、視聴者が遺跡やガイダンス施設、出土品、現地での体験等に興味・関心を持ち、来訪意欲を高める内容とすること。

オ 構成資産ごとの動画については、構成や提供する情報を統一するなど、全動画で統一感を持たせること。

カ 5周年経過後（令和9年7月27日以降）も使用可能な動画となるよう工夫すること。

キ 主にスマートフォンでの視聴（Instagram リール、YouTube ショートでの投稿）を想定して制作すること。

ク 次の内容は委託業務に含まれるものとする。

- ①資料及び素材の収集
- ②肖像権及び著作権について必要な手続き
- ③出演者、協力者、撮影者の交渉や許可手続き
- ④使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

ケ 適宜、ナレーション・BGM・テロップ等を挿入し、分かりやすくすること。オリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすることとし、著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受注者が行うこと。

(2) SNS 投稿用のサムネイルの作成

視聴意欲が高まるようなサムネイル画像を各動画に制作すること。

(3) 制作動画を活用したプロモーション

ア 制作動画を活用して動画広告を配信すること。

イ 配信媒体は YouTube や Instagram 等とすること。

ウ YouTube での広告はスキップ可能なインストリーム広告とすること。

エ 総表示回数（全動画の各媒体での表示回数の合計値）は 10 万回以上とすること。

オ 各動画の表示回数が概ね均等になるよう工夫すること。

カ 広告の形式の選定及び配信時期の最適化、ターゲット設定等、効果的な広告配信の設計を行うこと。

キ その他、遺跡への来訪・周遊を促進するため、動画の拡散及び誘客に効果的な手法があれば提案すること。

5 事業報告

(1) 業務完了報告書（任意様式）

紙媒体 1 部

(2) 実績報告書（任意様式）

紙媒体 1 部

本業務について広告の表示回数や動画視聴数、来訪可能性等の分析を含むこと。

(3) 成果品

ア 制作した各動画のデータ（MP 4 のファイル形式）を納品すること。

イ 制作した各動画のデータ（MP 4 のファイル形式）をまとめて保存した DVD-R を 1 枚納品すること。

イ 制作したサムネイルのデータ（JPEG・AI）及び印刷したものを納品すること。

(4) 提出期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）

6 委託料の上限

3,613,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

7 権利関係

- (1) 制作に係る著作権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。
- (2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に譲渡すること。
- (3) 成果品は、発注者又は関係道県・市町（北海道、青森県、岩手県、秋田県、函館市、千歳市、伊達市、森町、洞爺湖町、青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市）が主催するイベントやホームページ、各種広告媒体、その他プロモーション等において自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、成果品に係る著作者人格権を発注者及び第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 制作した動画について、第三者から法令に基づく特許・実用新案・意匠・商標・著作権などの権利侵害の損害賠償が提起された場合は、発注者は一切の責任を負わないこと。また、発注者が損害を被った場合、損害を賠償すること。
- (6) 発注者は成果品の長さを調整するなどの再編集や部分的に素材として提供するなど、二次利用を自由にできることとし、本契約終了後も受注者の承諾は不要とする。

8 契約に附帯する事項

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めることとする。

【参考】

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」は以下のとおり北海道6遺跡、青森県8遺跡、岩手県1遺跡、秋田県2遺跡の合計17遺跡で構成されています。

大平山元遺跡（青森県外ヶ浜町）
垣ノ島遺跡（北海道函館市）
北黄金貝塚（北海道伊達市）
田小屋野貝塚（青森県つがる市）
二ツ森貝塚（青森県七戸町）
三内丸山遺跡（青森県青森市）
大船遺跡（北海道函館市）
御所野遺跡（岩手県一戸町）
入江貝塚（北海道洞爺湖町）
小牧野遺跡（青森県青森市）
伊勢堂岱遺跡（秋田県北秋田市）
大湯環状列石（秋田県鹿角市）

キウス周堤墓群（北海道千歳市）

大森勝山遺跡（青森県弘前市）

高砂貝塚（北海道洞爺湖町）

亀ヶ岡石器時代遺跡（青森県つがる市）

是川石器時代遺跡（青森県八戸市）